

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

標準保険税の賦課割合は県の所得水準に応じた設定ですが、神川町の応能割と応益割の割合は概ね6対4となっており、被保険者の負担能力に応じた設定であると考えています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割の廃止については、医療保険全体のあり方を国レベルで検討すべき課題であると考えますが、当町では第3子以降の子どもの均等割り額の減免を2020年度から実施しております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

新国保制度では、決算補填目的や政策的に実施する場合でも一般会計からの法定外繰入金については、解消・削減すべき赤字と定義されています。安易に増額することは許されず、増額については慎重にならざるを得ません。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

現在、申請減免については生活保護費認定基準額の 1.3 倍未満としています。また、法定軽減率については、「7 割・5 割・2 割」を実施しております。生活困窮者については福祉担当者や関係機関と連携を充分図ってまいります。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施しており、町のホームページや広報に掲載するなど周知を図っております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

新国保制度移行に伴い、減免基準については厚生労働省通知や埼玉県国保運営推進会議において示された事務標準を参考に、今後見直しを検討する必要があると考えています。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請書により、申請者の所得状況や預貯金、資産等を詳細に把握する必要がありますが、申請時には懇切丁寧に申請方法の案内に努めます。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

長宛に申請していただく必要があること、要件の審査を行う必要があることなどから難しいと考えます。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活に問わずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

従来から、期別ごとの納付が困難な方には、事情を確認して、今後の納税方法の相談に応じており、住民に寄り添った国保税の徴収を行っております。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

給与の差押を実施する際には、生活費相当額を控除するなど法令を遵守して実施しております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

売掛金については、現在神川町では差押を実施しておりませんが、差押えをする際には、納税可能な資力があると判断でき、かつ、町からの再三の呼びかけに対して反応が無いなど、やむを得ない場合に限り行うこととなります。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税の滞納の回収については、当事者の生活実態に配慮し、かつ、他税の納税状況等を踏まえて、対応してまいります。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

有効期間の短い短期被保険者証は、保険税を滞納している方に対して交付されます。短期被保険者証を交付する主な目的は、納付相談の機会を確保し、個々の状況を把握することです。事業の休止や廃止、病気など保険税を納付できない特別な事情がある場合には、分割納付の相談や税の減免など個々の状況に応じた対応がされております。そのためにも、短期被保険者証の交付は必要と考えます。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期の被保険者証についても一定期間納税相談の期間を設けた後、期限が到来する前に全て郵送しています。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

相当な収入があるにもかかわらず保険税を納めない場合には、資格証明書を交付せざるを得ないこともあり、公平性の観点からもやむを得ないと考えています。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

神川町では、新型コロナウイルス感染症対策の一環としての傷病手当金は1年期間を延長いたしました。恒常的な制度とするかどうかは、国保制度全体の課題であると考えます。

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

国保・後期に加入する自営業者等で、収入が事業収入等である被用者以外の方へは傷病見舞金を支給します。また、他制度の情報を紹介する等側面から支援したいと考えております。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

業種や年齢層とともに、地域性を考慮し、被保険者である1号委員を構成員するため必要があるため公募することは考えておりません。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国保運営協議会において運営の改善点など、構成委員さんに意見を伺いながら検討してまいります。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

平成27年度から無料となっています。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

ガン健診と特定健診が同時に受けられるよう可能な限り日程に配慮しております。

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

集団健診を受診しなかった方には個別健診の勧奨通知を送付し、健診・人間ドックの受診を促します。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

各種法令等を遵守し慎重に管理しています。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

予定はありません。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

包括支援センターと連携し、可能な限り見守り、継続支援に努めます。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

包括支援センターでの運動・交流・料理などの生活事業のほか、特定健診や歯科健診については自己負担金を無料にしております。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健診、ガン検診、歯科健診は前年度も回答した通り、無料となっています。人間ドック受診者には、25,000円、令和3年度から脳ドックと人間ドックの併用ドックでは40,000円の助成を行っております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

当北部地域では、「埼玉県地域医療構想」内の今後の方向性にも示されているように、北部地域に不足している機能確保の課題や、多くの患者が流出している群馬県との連携も特殊課題として抱えています。地域医療構想による医療提供体制の効率化は必要な面もあるが、一方でコロナ禍にあって、ますます地域医療の重要性が増しており、単なる病院の再編・統

合・縮小ではなく、地域資源を考慮した当地域での医療提供体制構築を、引き続き機会を捉え国・県に要望してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

「埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」を近隣市町と連携し医師会等へ働きかけていきます。また、神川町では「中小企業者等事業継続支援金」として、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者（医療機関も含む）に対して一律10万円補助制度を創設しています。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあつてなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

埼玉县市町村職員の新型コロナウイルス感染症等の拡大防止等のための保健所業務の実施に基づく併任職員の派遣の協定を結びました。また、保健センターでは、会計年度職員を増員し、新型コロナウイルスワクチン接種業務に努めています。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

埼玉県では、無症状者からの感染拡大に着目し、令和3年3月から高齢者施設における新規入所者や職員に対する無料のPCR検査を実施しております。神川町の多くの高齢者施設もこれに参加しており、令和3年度も6月にかけて5回の検査が実施されました。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

PCR検査は、検査した時点での結果であり、検査実施タイミングによっては検出することができない可能性もあります。神川町としては、PCR検査によりまん延防止対策も大切なことであると承知しているところですが、現在、進めております新型コロナウイルスワクチン接種に力を注いでおります。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

当初、集団接種会場を14回準備しましたが、高齢者接種の7月末終了の話があり、27回実施に増やしました。個別医療機関での接種人数も、先生方の協力のもと増やすことができました。全庁を挙げてワクチン接種が安全安心のもと進むよう体制を整えております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料の上昇を抑えるために、介護給付費準備基金の取崩を行いました。高齢者人口の増加に伴い、認定者数及び保険給付費も増加する傾向にあります。

介護保険制度では、町が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や予想を上回る介護給付費の伸びによる財政不足については、一般財源を繰り入れなくても良いよう、県に財政安定化基金が設けられています。しかしながら、貸付金は、次期計画期間において償還するので次期保険料額に償還の費用を算入することとなり、結果的に保険料の引上げになります。このようなことにならないように、必要な介護サービスに対する適正な保険料の算定を行い、介護保険制度の持続可能性の確保に努めていきます。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

2020年度の介護保険料減免の実施状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に該当する申請が8件ありました。2021年度も実施いたします。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料については、国、県、町による公費で住民税非課税世帯の軽減が拡充されています。第1段階の方は、年額33,600円が20,160円に第2段階の方は50,400円が33,600円に、さらに第3段階の方は50,400円が47,040円に軽減されています。また、住民税非課税世帯で在宅サービス利用する方には、申請により利用料の25%について町の単独支援での助成を実施しています。それ以外にも、住民税非課税世帯で施設サービス利用の方には、所得段階に応じて食費、居住費の負担額が軽減されるように配慮されています。さらに、保険料の減免や納付猶予等の申請があれば、町の条例に基づく介護保険料減免及び徴収猶予取扱基準に照らし、必要があると認められれば、保険料の徴収猶予や減免又は免除を行っています。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護保険制度は、所得段階に応じて利用者負担額に一定の上限を設けており、これを超えた場合には、超えた額が高額介護サービス費として利用者に償還され、過大な負担とならないようになっています。令和3年度の高額介護サービス費の見直しを踏まえ丁寧に相談を受けるよう努めます。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

介護保険制度における第1号被保険者の自己負担割合は、「現役並み所得」の場合は3割、「一定以上所得」の場合は2割、それ以外の場合は1割となっています。これらの判断基準については、利用者への影響も踏まえつつ、引き続き検討していくことになっています。今後の検討結果を踏まえて適切に対応していきます。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

町では、住民税非課税世帯で施設サービス利用の方には、所得段階に応じて食費、居住費の負担額が軽減されるように配慮されています。さらに、保険料の減免や納付猶予等の申請があれば、町の介護保険料減免及び徴収猶予取扱基準に照らし、必要があると認められれば、保険料の徴収猶予や減免又は免除を行っています。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

令和3年度介護報酬改定では、新型コロナウイルス感染症に対応するためのコスト増等を踏まえて、令和3年4月から9月には、報酬上の特例的な評価を行うこととし、上記0.70%のうち0.05%をこれに充てた対応が図られています。

また、通所介護等の報酬について感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、基本報酬の3%の加算を行う特例措置が設けられています。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

感染予防対策として、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性を考慮し、人と人との距離をとること(Social distancing: 社会的距離)、マスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策に取り組むことが重要です。町では、埼玉県から支給された、マスク、手袋、アルコールやハンドソープなどの衛生材料を介護事業所へ配布しました。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種につきましては、それぞれの施設ごとに順次実施する予定です。また、公費 PCR 検査は、高齢者施設等の従事者や新規入所者に対して埼玉県が行っています。通所サービスの利用者への公費 PCR 検査の実施予定はございません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

はじめに、町内の特別養護老人ホームについてはここ数年待機状態を繰返すことはなく、様々な介護施設も充足されているため、中期的に考えても関連施設を増設する必要性はないと思われます。一方、特別養護老人ホーム整備については、埼玉県高齢者支援計画により、老人福祉圏域ごとの入所希望者数の動向や市町村が算定したサービス見込量を踏まえ、圏域ごとに整備枠が3年に1度考えられています。また、特別養護老人ホームの新規入所者については、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針に基づき、要介護1又は要介護2の方についても、上記指針に定める要件に該当する場合には、施設が設置する入所検討委員会の決定により特例的に入所しています。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

神川町地域包括支援センターでは3職種を常勤で配置している他、事務職員や介護支援専門員等、様々な職種による体制となっております。そのような中、高齢化率の上昇や家族関係の希薄さ、複数の要因をもった困難なケース等の増加により当センターが果たすべき役割はますます重要だと考えております。町としてはそのような状況を鑑み適正な支援体制を構築できるように今後も努めていきます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

昨年度は、埼玉県に企業等から寄付されたアルコール消毒、マスクなどの衛生用品を福祉施設等に配布いたしました。現在は社会的に安定供給されているため事業の予定はございません。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

PCR検査は「埼玉県指定診療・検査医療機関」の全県的な展開による郡市内でも27医療機関の発熱者の円滑な受診が可能となっています。

現在、本庄保健所管内では、自宅での経過観察を強いることはなく、感染者の病状により入院や療養施設への入所が100%確保できています。

なお、埼玉県内では、事業所向けのPCR検査を入所支援施設やグループホームの従事者

に対して実施してきましたが、この度通所系事業所まで対象が拡大されました。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障害者施設の運営は、社会福祉法人、NPO、株式会社など民間の事業所が行っており、市町村として職員不足を解消する事業の予定はございません。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

新型コロナウイルスワクチン接種の状況は、65歳以上の高齢の方については予約が終了し、7月には高齢者以外の基礎疾患のある方に接種券を発送しました。重度心身障害や重い精神疾患、知的障害などがある方が優先接種の対象となります。

ワクチンの集団接種会場はバリアフリーとなっており、障害のある方や高齢の方も安心して接種できます。また、個別接種については、本庄市児玉郡内のどの医療機関でもできるよう整えていますので、かかりつけ医やご希望の医療機関で接種をすることができます。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

児玉郡市内で、事業実施について検討していきます。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

独自補助の予算化の予定はございません。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

当事者の意見を反映出来るよう、児玉郡市内で事業について検討していきます。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

障害福祉計画では、施設入所支援を含む様々なサービスを必要とする数を見込んでおり

ます。

今後、福祉施設の開設を希望される事業者に対しては、認可での開設を要請してまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

介護保険担当や地域包括支援センター、保健センターなどと連携を図りながら実態把握に努め、相談体制も強化してまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

土日に帰省しているケースは把握していませんが、帰省中、在宅にてサービスが必要な場合、相談支援事業所との調整により計画を変更し、サービスの利用申請についてご相談いただくことで、サービス利用を検討します。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

対象者を真に経済的負担の軽減が必要な方に限定し、この制度を安定的かつ継続的に実施していくために、平成27年1月1日より年齢制限、平成31年1月1日より所得制限を導入しました。一部負担金等の導入の予定は現在ありません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

平成27年4月から児玉郡市内での現物給付は行っておりますが、現物給付の更なる広域化については、郡市内市町と連携し、県への働きかけを検討してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

精神障害者保健福祉手帳2級所持者の医療費や急性期の精神科への入院費を町単独で助成対象とすることは現時点では考えておりません。自立支援医療や後期高齢者医療等、医療費負担軽減につながる他制度について随時ご案内しております。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として

発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

経済的な負担軽減のため、障害の原因となる疾病に対する診療費も含めた医療費補助を行い医療機関への適切な受診を促すことで、二次障害の予防となるよう援助しています。機会をとらえ医療機関への働きかけを検討してまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

実施しています。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

町独自の負担金はありません。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

生活サポート事業の利用時間の拡大については、現時点では考えておりません。今後につきましても、現行制度で対応したいと考えております。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

成人障害者への利用料軽減する措置を講ずることは、現時点では考えておりません。今後につきましても、現行制度で対応したいと考えております。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

機会をとらえて要望していきたいと思っております。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

初乗り料金の改定を受け、利用者サービスの低下につながらないように、配布枚数を増やしました。100円券（補助券）の導入は現在のところありません。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー制度については、利用者本人が利用する場合、介助者も同乗することが可能となります。燃料費支給事業については、平成31年4月1日より視覚障害者の移動支援者も対象となるよう拡大しました。所得制限や年齢制限の導入の予定は現在のところありません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣市町と連携し、機会をとらえて県へ要望していきたいと思えます。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

災害時要支援者については、障害者や要介護認定者、75歳以上で構成される世帯の方で、災害時に支援を希望する方とされており、単身者に限定されるものではありません。災害時要支援者であり支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した方について、災害時避難行動要支援者として登録を行っています。

避難経路や避難場所の確認については、避難時のサポートを行うなど要支援者の実情に応じた配慮を行ってまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

災害対策基本法施行規則の改正により、福祉避難所についてあらかじめ受入れ対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されたことをふまえ、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定されました。

福祉避難所への直接避難については、受入対象者の特定、福祉避難所の提供に協力をしていただく民間の福祉施設においての入所者の避難対応や受入準備等の課題があることから、施設や関係部署と連携しながら検討をしていきたいと考えております。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

特別な事情等で避難所へ入れない方については、避難所へ来ていただき救援物資を配布させていただきます。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者として登録する際に、個人情報に関係機関に提供することに同意をいただいています。情報を提供する関係機関については要綱で定められており、また要支援者の同意も必要であることから、民間団体の訪問のために名簿を開示することはできないと考えます。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

当町では、自然災害につきましては防災環境課、感染症発生につきましては総務課、及び保険健康課にて対応しています。

また、同時発生等の対策のための部署の設置につきましては、人員確保が難しく、困難ではありますが、災害等の発生状況に応じて、庁内連携を図りながら対応していきたいと考えております。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

障害福祉関連事業の新設、削減、廃止はございません。予算についても、実績を基に必要額を予算化しています。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

- (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

潜在的な待機児童も含め 4/1 時点の待機児童は、おりません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

待機児童解消等のため、保育所定員の弾力化により、定員を超えて入所できるようになりますが、保育室の面積要件や、保育士の配置要件等、児童福祉施設の基準を満たさなければいけないことから、児童の受け入れについては適切に努めてまいります。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

公立保育所については、丹荘保育所の建て替え事業を行っております。新園舎の保育室については、現在の定員数に対して、余裕を持った床面積での計画としています。また、現在、認可保育所の増設予定はございませんが、今後保育所の開設を希望される事業者に対しては、認可での開設を要請してまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

受け入れ枠については設定をしておりません。受け入れの際には、クラス担任以外に保育士を配置し手厚く保育するように努めております。また、町内の私立保育園で障害児を受け入れ、障害児担当保育士を配置した際には、町から補助金を交付しております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現在、町内には認可外保育施設は設置されておりましたが、今後の保育環境の状況において、必要があれば検討をしていきたいと考えております。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

公立保育所については、運営規定に定める定員に対して、1クラスを除き定員を満たしておりません。園児数が最大のクラスで24名です。要支援児に対しては、支援の保育士を配置するなど手厚く保育するよう努めています。また、様々な課題を抱える家庭へのきめ細かい支援を行うため、家庭支援保育士を配置しています。職員についても正規職員の割合を増やし、保育環境の体制を整えてまいります。引き続き、多様な保育ニーズに応えるための環境整備に努めてまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

民間保育所については、毎月支払う委託料の処遇改善加算で、保育士の処遇改善に取り組んでいます。公立保育所については、新規採用を通じて正規職員の割合を上げるなどの対策に取り組んでいます。自治体独自の処遇改善事業については、自治体間で保育士を確保し合

うことになるだけで、抜本的に待機児童を解消するものではなく、保育士の処遇改善については、国レベルで取り組むべき課題であると認識しております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

現在、町の利用者負担額は、国の基準額よりも低く設定をしております。また、多子世帯については、国の基準を緩和し、0歳児～2歳児の世帯の第3子以降の利用者負担額を無料としております。3歳児以降の給食食材料費（副食費）も利用者負担額と同様に、第3子以降の児童分は無料としております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

現在、町内には認可外保育施設は設置されておりませんが、今後設置された際には、安心安全な保育が実施されるよう、指導に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

育児休業取得による退園の措置は取っておりません。今後も保育格差が生じないように努めてまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

現在、待機児童はおりません。全ての学童保育所が国・県の運営基準にのっとり、適切に対応されております。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児

児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

現在は、放課後児童支援員等処遇改善事業は行っておりませんが、各クラブと調整を図り、検討をしていきたいと考えております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

現在、全ての学童保育所が民設民営となっております。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

平成31年4月診療分より、対象年齢を18歳年度末まで拡大いたしました。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

対象年齢を拡大したことにより、町では多額の財政負担を伴うため、全国統一の助成事業となるよう、国・県に要望していきたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

町のホームページで生活保護の相談窓口をお知らせしております。そのほかにも、生活の困りごとについての相談先として、町やアスポート相談支援センターについて広報誌に掲載し、常時、町民福祉課の窓口にはチラシを設置しています。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでく

ださい。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

生活保護の受給決定等に関しては、福祉事務所が行っており、町村の場合は県に設置されています。町では、生活困窮の相談から、生活保護の申請書受領と進達を行っています。

扶養照会は、申請者への金銭的扶養の可能性だけではなく、緊急時の連絡や一時的な子どもの預かり等、精神的な支援の可能性についても確認するものです。申請時には、扶養照会の内容を説明し、理解を得たうえで親族の氏名等を記入していただくこととしており、福祉事務所でも、申請者の事情を加味した上で状況に応じた対応をしています。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

神川町では福祉事務所を設置しておらず、生活保護については北部福祉事務所のケースワーカーが対応しているため、通知書の作成は北部福祉事務所が行っています。

機会をみて北部福祉事務所へ提案します。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

神川町では福祉事務所を設置しておらず、生活保護については北部福祉事務所のケースワーカーが対応しています。

機会をみて北部福祉事務所へ提案します。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

生活の困りごとについて相談があった場合には、まず状況の聞き取りを行い、そのケースごとに必要な対応を行っております。

無料定額宿泊所への入居にあたっては、相談の内容や状況を加味したなかで、相談者の本意に基づき理解を得た上で提案しています。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活の困りごとについて相談があった場合には、まず状況の聞き取りを行い、そのケースごとに必要な対応を行っております。場合によっては、生活保護の申請より前の段階で利用できる制度の案内も行います。早急に生活保護の受給が必要なケースでは、「保護のしおり」を使って生活保護制度や扶助等の説明を行った上で申請をしていただき、併せて受給開始までの支援を進めていきます。

以上